別表第七号　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

［第一・第二　略］

第三　無線設備

［一・一の二　略］

二　電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名	点検の項目	備考
［略］		
船舶局	［略］	
	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びＶＨＦデータ交換装置	［一～四　略］
［略］		

［注1～4　略］

［三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第七号　［同上］

［第一・第二　同上］

第三　無線設備

［一・一の二　同上］

二　電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名	点検の項目	備考
［同上］		
船舶局	［同上］	
	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	［一～四　同上］
［同上］		

［注1～4　同上］

［三　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

法務大臣　上川　陽子

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

福岡法務局

支局	出張所	位置	管轄区域
［略］			
筑紫	（筑紫）	福岡県筑紫野市	福岡県の内　筑紫野市　春日市　大野城市　太宰府市　那珂川市

改正前

福岡法務局

支局	出張所	位置	管轄区域
［同上］			
筑紫	（筑紫）	福岡県筑紫野市	福岡県の内　筑紫野市　春日市　大野城市　太宰府市　筑紫郡

備考　表中の［　］は注記である。